留萌中部連携地域の広域人材確保推進に関する協定書

苫前町、羽幌町及び初山別村は、留萌中部連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道が定める広域連携強化事業推進要綱（令和 7 年（2025 年）11 月 4 日付け市町村第 3702 号）に基づき、関係町村が連携し、基幹的な行政サービスを将来にわたり持続的に提供できる体制を確保することを目的とする。特に、地域を牽引する人材の確保・育成等の取組を広域的に推進することにより、地域全体の活性化を図る。

（連携地域の名称）

第２条　この協定に基づく連携地域を「留萌中部連携地域」と称する。

（連携町村）

第３条　この協定に基づき連携する町村（以下「連携町村」という。）は、苫前町、羽幌町及び初山別村とする。

（基本方針）

第４条　連携町村は、2050 年を見据え、基幹的な行政サービスを将来にわたり持続的に維持・確保するため、外部からの行政及び民間人材の確保等について、連携して取組を推進する。

（連携する政策分野及び具体的取組）

第５条　連携町村は、資源制約に対応するための地域マネジメント等に係る政策分野（外部からの行政及び民間人材の確保）について連携して取組を推進する。

２　連携町村は、前項の政策分野に係る取組として、地域外人材の確保・定着促進の取組を推進する。

（連携、協力及び費用負担）

第６条　連携町村は、前条に規定する取組を推進するため、相互に連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

２　連携町村は、前条に規定する取組を推進するために必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに費用の負担については、その都度、連携町村が協議して定めるものとする。

（推進体制）

第７条　この協定に基づく取組を円滑に推進するため、連携町村は、留萌中部地域振興協議会の会議体を活用し、必要な協議及び調整を行うものとする。

２　前項の協議及び調整に当たっては、必要に応じて外部の専門人材、関係事業者その他関係者の参加を求めることができる。

（事務の執行）

第８条　この協定に基づく連携事務の執行に当たっては、留萌中部地域振興協議会を連携の基盤として活用し、連携町村の協議により必要な事項を定めるものとする。

（期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、期間の定めを設けないものとする。

（変更）

第 10 条　この協定の内容を変更する場合は、連携町村の協議により決定する。

（廃止）

第11条　この協定を廃止する場合は、連携町村の全ての合意を得るものとする。

（公表）

第12条　連携町村は、この協定の締結、変更又は廃止を行ったときは、速やかにこれを公表する。

（定めのない事項等の処理）

第13条　この協定に定めのない事項は、連携町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結に当たり、連携町村は、本協定を締結することに合意する。また、留萌中部地域振興協議会は、本協定に基づく取組の連携基盤となることを確認する。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、連携町村が記名押印の上、

各自その１通を保有する。

令和８年１１月１１日

苫前郡苫前町字旭 37 番地の 1
苫前町
苫前町長　　福　士　敦　朗

苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1
羽幌町
羽幌町長　　森　　淳

苫前郡初山別村字初山別 96 番地の 1
初山別村
初山別村長　　宮　本　憲　幸

苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1　羽幌町役場内
留萌中部地域振興協議会　会長　森　　淳